

民法 出題の意図

問題1

民法における基本的な法概念・法制度について、関連条文を前提に、抽象的な定義を簡潔にまとめ説明することを通じて、当該法概念・法制度の理解度及び表現力を確認する。これと同時に、法科大学院において学習を進めていく上での最低限の基礎知識が身に付いているかどうかを確認する。

問題2

本問は、将来発生する債権の譲渡に関する問題の理解を問うものであり、最判平11・1・29民集53巻1号15頁の事実関係にアレンジを加えた問題である。本判例は、『民法判例百選Ⅱ〔第8版〕』に第26事件として掲載されている重要判例である。

上記判例では、従来、将来債権譲渡に関する条文が存在しなかったために、そもそも将来債権の譲渡が可能であるかどうかの問題となっているが、譲渡期間の長さ、債権発生の可能性の低さなどは、債権譲渡契約の効力にまったく影響しないことが確認された。現在では平成29年民法改正により466条の6が新設されたことで、原則として将来債権譲渡の可能性が条文上も確認された。以上から、【事実】4にあるXの主張は認められないことになろう。

もともと、本判決は、将来債権譲渡を手放しで全面肯定したものではない点に留意すべきである。すなわち、「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、または他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情がある場合には、契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部または一部が否定されることがある。」と判示し、将来債権譲渡が例外的に無効となることを認めている。

本問においては【事実】2がこの例外にあたる事実と言えるかどうかの問題となりうるので、この検討なしに結論（Xの主張が認められるかどうか）を導くことはできない。

また、上記論点のほかにも、将来債権譲渡の対抗力の発生時期に関する論点があるが、本問における主要な論点ではないので、言及があれば加算点をつけることで対応する。